◆よくあるお問合せ

No..	質　問	回　答
1	申請時に、医療機関から出される受診等証明書は提出しなくても良いのですか。	証明書の提出の必要はありません。医師が不妊治療として必要と認めた治療であり、保険適用外のものであれば、領収書・明細書の提出で申請ができます。なお、領収書・明細書で不明な内容がある場合には、医療機関に問合せをさせていただくことがあります。
2	助成の回数制限はありますか。	1 夫婦につき、年度に 1 回の助成となりますが、保険適用の回数制限のように、1 子ごとの通算回数等の上限はありません。
3	保険適用外の治療や検査とは、どのようなものですか。	治療や検査の支払いの際に、全額自己負担を行ったものです。
4	保険適用外で受けた男性不妊治療は、申請の対象になりますか。	男性不妊治療も対象になります。
5	保険適用の治療と保険適用外の治療のどちらも受けたことがある場合は、申請できますか。	保険適用外の治療や検査を受けた際の領収書があれば、助成対象となります。
6	領収書の金額が3万円に満たない金額ですが、助成金額は変わりますか。	領収書の金額に関わらず、一律3万円の助成となります。
7	領収書や診療報酬明細書を紛失しました。申請はできますか。	原則、領収書と診療報酬明細書が必要になります。ただし、医療機関から再交付を受けることが不可能な場合には、子育て包括支援課へご相談ください。
8	夫の住所は古河市、妻の住所は他市町村にあります。妻が保険適用外の治療を受けた場合、助成対象になりますか。	夫婦のいずれかが、不妊治療の日から遡って 1 年以上市内に住所を有していれば、助成対象になります。なお、申請者及び配偶者の婚姻関係を証する書類を提出してください。
9	不妊治療期間が4月1日～7月 31 日でした。妻が、期間内の6月1日に 43 歳の誕生日を迎えました。この場合、保険適用外の検査を受けたら、助成対象となりますか。	4 月 1 日から 5 月 31 日の間(妻が 43 歳未満)に受けた保険適用外の治療・検査の領収書と診療報酬明細書があれば、申請できます。
10	将来に備えて、卵子や受精卵の凍結保存をします。費用は、助成対象となりますか。	不妊治療の検査や治療には当てはまらないため、助成対象ではありません。